

(第67回定時株主総会招集通知添付書類)

第 67 期 報 告 書

自 平成26年 4 月 1 日

至 平成27年 3 月31日

事業報告
連結貸借対照表
連結損益計算書
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
貸借対照表
損益計算書
株主資本等変動計算書
個別注記表
連結計算書類に係る会計監査報告
計算書類に係る会計監査報告
監査役会の監査報告



築地魚市場株式會社

事業報告

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

①経営環境

当連結会計年度におけるわが国経済は、経済政策等による円安、株価の上昇傾向となりましたが、消費税率引上げに伴う買い控えなどから需要はやや落ち込み、物価上昇や海外経済動向など先行きは依然不透明な状況で推移しました。

当年度の水産卸売業界は、市場流通量の漸減傾向に変化はなく、アジ等の生鮮大衆魚の単価は総じて上昇したものの、取扱数量は減少し、厳しい業界環境は継続しています。

②決算概況

当連結会計年度の売上高は、798億35百万円（前年同期は810億23百万円）と減収、販売費及び一般管理費の削減をいたしました但営業利益は1億24百万円（前年同期は3億68百万円）と減益となりました。

有利子負債の削減による支払利息の減少等により営業外損益は10百万円（前年同期は17百万円）となり、経常利益は1億35百万円（前年同期は3億86百万円）、当期純利益は1億32百万円（前年同期は4億89百万円）となりました。

当社は水産物卸売業を主体とする公共性の高い業務に従事しており、同時に配当についても業績等を勘案しながら株主の皆様への利益還元に努めてきました。しかしながら、財務状況等を踏まえ、平成27年3月期の期末配当金につきましては、無配とさせていただきます。

③部門別の状況

〔水産物卸売業〕

生鮮水産物は、アジ、カツオ等大衆魚の一部は苦戦したものの、総じて前年並みの取扱量を確保、活魚・特種物の増加もあり、取扱金額は前年比で増加いたしました。共同水産㈱で対応している鮮魚加工の取り組みも、取扱金

額増に貢献しております。

冷凍水産物は、輸入鮭鱒や冷凍メバチを中心に取扱数量が減少、相場の下落もあり取扱金額は減少いたしました。

加工水産物は、一部の加工品の扱いを政策的に見直したことにより取扱金額は減少いたしました。

以上の結果、水産物卸売業は、売上高は790億85百万円（前年同期は802億86百万円）、セグメント利益は△44百万円（前年同期は1億72百万円）となりました。

〔冷蔵倉庫業〕

冷蔵倉庫業は、売上高は4億51百万円（前年同期は4億34百万円）、セグメント利益は△1百万円（前年同期は23百万円）となりました。

〔不動産賃貸業〕

不動産賃貸業は、売上高は2億98百万円（前年同期は3億3百万円）、セグメント利益は1億69百万円（前年同期は1億72百万円）となりました。

（売上高明細）

区 分	第 66 期 平成 26 年 3 月 期		第 67 期 平成 27 年 3 月 期 （当連結会計年度）	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
水 産 物 卸 売 業	80,286 ^{百万円}	99.1 [%]	79,085 ^{百万円}	99.1 [%]
冷 蔵 倉 庫 業	434	0.5	451	0.6
不 動 産 賃 貸 業	303	0.4	298	0.3
合 計	81,023	100.0	79,835	100.0

(2) 対処すべき課題

①会社の経営の基本方針

当社は、卸売市場法に基づく東京都中央卸売市場の荷受会社として、“国民の健康的な食生活への貢献”という社会的使命を果たしていくとともに、集荷力・販売力の強化に努め、首都圏の一大消費地を抱える市場荷受としての優位性を発揮しつつ、“旧来型の荷受会社から、広範な機能を有する販売会社への転換”を図り、新たな価値創造によってステークホルダーの期待に応えてまいります。

②中長期的な会社の経営戦略と対処すべき課題

水産卸売業界は、国内漁業生産者の減少・資源保護問題、及び海外需要増大による魚価上昇という供給サイドの状況、国内消費停滞と食文化の変化（＝魚離れ）という需要サイドの状況、更には、流通経路多様化による市場経由率低下（＝市場規模のダウンサイジング）に直面し、厳しい業界環境が継続しています。

一方、老朽化、狭隘化、非効率化といった課題を抱え、新市場への移転が永年の懸案事項であった東京都中央卸売市場・築地市場は、平成28年11月に豊洲新市場（仮称）への移転が決定し、現在、本格的な施設建設工事が進行しております。豊洲新市場（仮称）は、高度な品質・衛生管理と効率的な物流システムを備えた、首都圏のハブ市場として生まれ変わる予定です。

また、中長期的視点で見ると、2020年の東京五輪開催及び規制緩和等によって東京湾岸地域の再開発が進展、これらを契機とする新たな“食”の需要が創出され、新市場の発展が増幅されるものと期待されます。

当社グループは、これらの環境変化に機敏に対応する諸施策の推進、特に、新市場移転に向けた機能拡充並びに業容拡大を喫緊の経営課題と捉える中、当年度（平成27年3月期）は新経営計画＝CHALLENGE―2020”フェーズⅠ”の1年目を迎えました。

フェーズⅠでは、積極的な営業施策（＝産地の集荷加工機能、消費地の加工販売機能の拡充等）と共に、ローコストオペレーション・的確な在庫・資金管理・リスクマネジメント強化に取り組んでおります。

また、当社は豊洲新市場（仮称）内に、CHALLENGE—2020の戦略的投資と位置付けた、新設冷蔵庫を建設することを決定しました。この消費地市場流通に相応しい多温度帯、多機能の新設冷蔵庫建設によって、多種多様な水産物が流通する、豊洲新市場（仮称）の機能拡充に貢献できることと確信しております。

当社は、CHALLENGE—2020の最終年度（＝2020年度）の業績目標、

『新経営計画＝CHALLENGE－2020』					
売上高	1,000億円	経常利益	7億円	純利益	6億円
総資産	200億円	純資産	70億円	自己資本比率	35%

の達成に向けて引き続きまい進してまいります。

株主各位におかれましては、こうした当社グループの経営施策や取り組みに対して、ご理解を賜りますとともに、今後とも引き続き変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度におきましては特記すべき事項はありません。

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては特記すべき事項はありません。

(5) 財産及び損益の状況

① 当社グループの財産及び損益の状況

区 分	平成23年度 第 64 期	平成24年度 第 65 期	平成25年度 第 66 期	平成26年度 第 67 期 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	84,098	76,724	81,023	79,835
経 常 利 益 (百万円)	127	△2,268	386	135
当 期 純 利 益 (百万円)	20	△3,895	489	132
1 株当たり当期純利益	90銭	△173円54銭	21円80銭	5円92銭
総 資 産 (百万円)	19,623	14,607	14,575	12,862
純 資 産 (百万円)	6,525	3,622	4,161	4,621

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しており、発行済株式総数より自己株式の数を除いて算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	平成23年度 第 64 期	平成24年度 第 65 期	平成25年度 第 66 期	平成26年度 第 67 期 (当期)
売 上 高 (百万円)	79,599	72,899	78,587	77,501
経 常 利 益 (百万円)	145	△2,075	439	165
当 期 純 利 益 (百万円)	△46	△3,715	580	121
1 株当たり当期純利益	△2円8銭	△165円53銭	25円85銭	5円40銭
総 資 産 (百万円)	17,626	13,016	13,852	12,039
純 資 産 (百万円)	6,070	3,328	3,957	4,401

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しており、発行済株式総数より自己株式の数を除いて算出しております。

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主要な事業内容
豊 海 東 市 冷 蔵 (株)	50 百万円	100.0 %	冷 蔵 倉 庫 業
共 同 水 産 (株)	50	100.0	水産物の加工・販売、不動産の賃貸

(7) 主要な事業内容（平成27年 3 月31日現在）

- ① 水産物卸売業……当社は生鮮加工水産物の委託買付販売、共同水産(株)及び(株)キタシヨクは生鮮、冷凍加工水産物の加工販売を、東市築地水産貿易（上海）有限公司は中国向け水産物の販売を行っております。
- ② 冷蔵倉庫業……当社及び豊海東市冷蔵(株)は冷蔵倉庫業を営んでおります。
- ③ 不動産賃貸業……当社及び共同水産(株)は所有する不動産の一部を当社グループの会社及び外部に賃貸しております。

(8) 主要な営業所及び工場（平成27年 3 月31日現在）

- ① 当社

本社	東京都中央区築地五丁目 2 番 1 号
冷凍工場	東京都中央区築地五丁目 2 番 1 号
八王子支社	東京都八王子市北野町 5 8 8 番地 1
- ② 子会社

豊海東市冷蔵(株)	東京都中央区
共同水産(株)	東京都中央区
(株)キタシヨク	北海道石狩市
東市築地水産貿易（上海）有限公司	中国上海市

(9) 従業員の状況（平成27年3月31日現在）

① 当社グループの従業員の状況

	従業員数	前期末比増減
水産物卸売業	231名	± 0名
冷蔵倉庫業	35	+ 6
不動産賃貸業	—	—
合計	266	+ 6

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
男性 165名	△ 8名
女性 25	+ 5
合計 190	△ 3

(10) 主要な借入先の状況（平成27年3月31日現在）

借入先	借入額
(株) みずほ銀行	800百万円
(株) 三井住友銀行	700
(株) 三菱東京UFJ銀行	400

2. 会社の現況

(1) 会社の株式に関する事項（平成27年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 80,000,000株
- ② 発行済株式の総数 22,475,208株
- ③ 株主数 3,145名（前期末比227名減）
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
(株) ベ ニ レ イ	1,712千株	7.6%
東 洋 水 産 (株)	1,216	5.4
(株) ヨ ン キ ュ ウ	1,124	5.0
(株) み ず ほ 銀 行	1,112	4.9
(株) ニ チ レ イ フ レ ッ シ ュ	790	3.5
横 浜 冷 凍 (株)	576	2.5
日 本 証 券 金 融 (株)	450	2.0
築 地 魚 市 場 持 株 会	336	1.5
大 三 川 和 義	300	1.3
朝 日 生 命 保 険 (相)	300	1.3

（注） 持株比率は自己株式（30,372株）を控除して計算しております。

(2) 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成27年3月31日現在）

会社における地位及び担当及び重要な兼職の状況			氏 名
代表取締役社長			吉 田 猛
取締役	(専務執行役員経営企画部、総務部、経理部、財務部、営業管理室担当役員兼コンプライアンス委員長)		木 村 洋 介
取締役	(常務執行役員営業第二本部本部長)		小 松 貞 年
取締役	(常務執行役員営業第一本部本部長)		桶 田 晴 生
取締役	(執行役員経理部、財務部担当役員補佐兼八王子支社担当役員兼財務部長)		杉 山 太 一
取締役	(執行役員経営企画部、総務部担当役員補佐兼経営企画部長)		関 均
監査役	(常 勤)		伊 藤 隆
監査役			安 食 芳 雄
監査役			室 谷 和 彦

- (注) 1. 監査役安食芳雄氏及び監査役室谷和彦氏は社外監査役であります。
2. 監査役安食芳雄氏及び監査役室谷和彦氏につきましては、(株)東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. 監査役安食芳雄氏及び監査役室谷和彦氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 平成26年4月17日付で補欠監査役の室谷和彦氏が監査役に就任いたしました。

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏 名	退任年月日	退任理由	退任時の地位
坂 田 英 夫	平成26年4月17日	辞 任	社外監査役

③ 執行役員の氏名等（平成27年 3月31日現在）

地 位	担 当	氏 名
専 務 執 行 役 員	経営企画部、総務部、経理部、財務部、営業管理室 担当役員兼コンプライアンス委員長	木 村 洋 介
常 務 執 行 役 員	営業第二本部本部長	小 松 貞 年
常 務 執 行 役 員	営業第一本部本部長	桶 田 晴 生
執 行 役 員	経理部、財務部担当役員補佐兼八王子支社担当役員 兼財務部長	杉 山 太 一
執 行 役 員	経営企画部、総務部担当役員補佐兼経営企画部長	関 均
執 行 役 員	札幌営業所担当兼㈱キタショク代表取締役社長	村 野 智 基
執 行 役 員	経理部長	大 竹 利 夫
執 行 役 員	冷凍工場担当兼豊海東市冷蔵㈱代表取締役社長	西 川 雄 一 郎
執 行 役 員	営業第二本部本部長補佐兼営業管理室長	田 尻 博 一
執 行 役 員	八王子支社長兼八王子支社府中営業所長	緒 方 浩 司

④ 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	6名	75百万円
監 査 役 (うち社外監査役)	4 (3)	13 (4)
合 計	10	89

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成 5 年 6 月 29 日開催の第45回定時株主総会において月額20 百万円以内（使用人分給与は含まないものとする。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、昭和59年 6 月 29 日開催の第36回定時株主総会において月額 3 百万円以内と決議いただいております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

- ・監査役安食芳雄氏の取締役会への出席状況は出席率83.3%、監査役会への出席状況は出席率100%となっております。なお、取締役会においては取締役の職務の執行状況を適宜確認するとともに、監査役会においては適宜発言を行っております。
- ・監査役室谷和彦氏の取締役会への出席状況は出席率100%、監査役会への出席状況は出席率100%となっております。なお、取締役会においては取締役の職務の執行状況を適宜確認するとともに、監査役会においては適宜発言を行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と監査役安食芳雄氏及び室谷和彦氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。

ニ. 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社では、当社が求める知見及び独立性を有した社外取締役を導入すべく鋭意人選を進めてまいりました結果、石川誠氏を社外取締役候補者としてこととし、平成27年2月23日の取締役会で役員人事を決議いたしました。当事業年度末日においては、当社は社外取締役を置いておりませんが、この度、石川誠氏を社外取締役に迎えるべく第2号議案を平成27年6月26日開催予定の第67回定時株主総会にお諮りする運びとなりました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役会は、監査役全員の同意により解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨とその理由を報告いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任とする議案の内容を決定いたします。

(注)「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任または不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。

④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

**(5) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制**

当社は、業務の適正を確保するための体制等を下記のとおり整備しております。

なお、当社子会社とは、当社が直接出資する連結子会社をいいます。

イ. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) コーポレートガバナンス

- ①取締役会は、法令、定款及び取締役会規程、その他の社内規程等に従い、重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。
- ②取締役は取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び社内規程に従い、担当業務を執行する。
- ③取締役会の意思決定機能と監督機能の強化及び業務執行の効率化を図るため執行役員制を採用する。執行役員は、取締役会の決定の下、取締役会及び代表取締役の委任に基づき、担当職務を執行する。
- ④監査役は監査役会規程及び監査役監査基準に則り、取締役会の職務執行の適正化を監査する。

(2) コンプライアンス

- ①当社及び当社子会社は、コンプライアンス体制の根幹となる行動規範を定め、取締役が、コンプライアンスの意識向上に努めるとともに、すべての役職員がコンプライアンスを遵守・実践するよう周知徹底する。
- ②当社及び当社子会社は、コンプライアンスを推進するために、体制の整備、コンプライアンスに係る基本方針及び諸施策の決定等を行うとともに、全社的なコンプライアンスを統括する機関として、取締役会の下にコンプライアンス委員会を設置する。
- ③当社及び当社子会社は、役職員の遵守すべきコンプライアンス・マニュアルを整備し、全役職員にコンプライアンス・マインドの定着と高揚を図る。
- ④当社及び当社子会社は、社員等の相談・通報窓口として、通常の業務ラインとは別に「コンプライアンスホットライン」を置き、日常の業務においてコンプライアンスに係る問題等に気付いたときは相談でき

る体制をとる。また、その情報については秘密保持を厳守するとともに、相談者には不利益な取扱いを行わない。

- ⑤当社及び当社子会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関わりを持たず、これら反社会的勢力からの不当な要求に対しては断固拒絶し、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。

(3) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、当社の定める「財務報告の基本方針」に従い、内部統制システムの整備及び運用を行うとともに、その仕組が適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

(4) 内部監査

当社は、内部監査規程を定め、業務の実施部署から独立した内部監査部門が、当社グループに関する実効性のある内部監査を実施する。

ロ. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- ①当社は、リスク管理体制を整備するため、リスク管理規程を定め、リスク管理に係る基本方針及び諸施策の決定等を行うとともに、リスク管理担当役員を選任し、当社グループのリスク管理を統括する組織を設置して、リスク管理体制についての評価・指導を行う。
- ②当社グループの重要な投資等の個別案件については、職務権限規程及び稟議規程に基づき、経営会議で審議後、社長の決裁を得る。さらに、法令・定款及び案件の重要度に応じ、取締役会の承認を取得する。
- ③不測事態が発生した場合は、社長を本部長とする対策本部を設置し、事態の把握に努め、当社グループの損失を最小限にとどめるべく迅速な対応を行う。

ハ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社は、経営方針・経営戦略等、当社グループの全役員・社員が共有する目標を定め、その浸透を図るとともに目標達成に向けて、各自が実施すべき具体的な目標を定める。

- ②当社は、職務権限規程により、当社の機構及び職位ならびにその指揮命令の系列を定め、業務の適正な運営と効率化を図る。
- ③当社は、業務の執行が効率的に行われることを確保するため、また、経営の意思決定の迅速化を図るため経営会議を設置し、経営に関する最高方針及び全社的重要事項について審議する。

二. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①当社は、法令及び文書規程等に基づき、当社が保有する情報資産を適切に保護するための必要な方策を定め、重要な会議の議事録・稟議書類等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要な文書等は適切に保存しかつ管理する。
- ②取締役及び監査役は、いつでもこれらの文書等を閲覧できるものとする。

ホ. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ①当社は、当社子会社の業務執行者の自律的な経営を尊重する一方、関係会社管理規程を定め、当社子会社における経営上の重要事項の決定を当社の事前承認事項とすることを周知徹底する。
- ②当社は、定期的に関係会社の報告連絡会議を開催し情報交換を行い、当社グループ全体の健全な発展を図る。
- ③当社執行役員及び社員が必要に応じて当社子会社の取締役、監査役及び執行役員を兼任する。
- ④監査役は、監査役監査基準等に基づき、当社子会社に対して営業または会計に関する報告を求め、業務及び財産の状況を調査する。
- ⑤内部監査部門は、定期的に当社子会社の内部監査を実施し、その結果を取締役会等に報告する。

ヘ. 監査役への報告体制

- ①当社及び当社子会社の取締役及び使用人は定期的に職務の執行状況を監査役に報告する。また、取締役及び使用人は、監査役に対して、法令が定める事項のほか、財務及び事業に重大な影響を及ぼすおそれのある決定の内容等をその都度直ちに報告する。
- ②当社及び当社子会社の役職員は、監査役に対して、当社及び当社子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実等を直接報告することができる。

- ③当社及び当社子会社は、監査役へ報告を行った当社及び当社子会社の役職員が、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けることを禁止し、その旨を就業規則に定め、役職員に周知徹底する。

ト. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役は、取締役会その他重要な会議に出席し、当社及び当社子会社の取締役及び使用人からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。
- ②監査役は、代表取締役と協議を実施するとともに、会計監査人と緊密に連携し、定期的に会合をもつなど意見及び情報交換を行い、内部監査部門とも緊密な連携を保つ。
- ③取締役は監査役の監査に協力し、監査にかかる諸費用（訴訟、往査の費用、外部専門家の活用にかかる費用等）については、必要に応じ予算を措置する。

チ. 監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役からの要請がある場合には、専属の使用人を配置して監査役の命令下において監査業務が遂行できる体制を確保する。また、当該使用人に係る人事異動、人事考課、懲戒処分については監査役と事前協議のうえ実施するものとする。

（注）「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第6号）の施行（平成27年5月1日付）に伴い、平成27年4月28日開催の取締役会の決議により内容を一部改訂しており、上記の体制は当該改訂がなされた後のものです。なお、改訂内容は、当社グループの業務の適性を確保するための体制及び監査に関する体制について当社グループの現状に即した見直し及び法令の改正に合わせて表現の変更をしたものです。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成27年 3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	8,181	流 動 負 債	6,731
現 金 及 び 預 金	2,330	支払手形及び買掛金	2,180
受取手形及び売掛金	3,468	短 期 借 入 金	3,973
有 価 証 券	13	リ ー ス 債 務	37
前 渡 金	50	未 払 金	69
商 品 及 び 製 品	2,062	未 払 費 用	236
原材料及び貯蔵品	9	未 払 法 人 税 等	10
前 払 費 用	24	未 払 消 費 税 等	37
短 期 貸 付 金	29	賞 与 引 当 金	64
そ の 他	300	そ の 他	121
貸 倒 引 当 金	△108	固 定 負 債	1,510
固 定 資 産	4,681	長 期 借 入 金	354
有 形 固 定 資 産	2,683	リ ー ス 債 務	62
建 物 及 び 構 築 物	1,671	繰 延 税 金 負 債	103
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	13	再評価に係る繰延税金負債	9
土 地	890	退職給付に係る負債	471
リ ー ス 資 産	91	長 期 未 払 金	3
建 設 仮 勘 定	9	長 期 前 受 収 益	76
そ の 他	7	長 期 預 り 保 証 金	423
無 形 固 定 資 産	80	資 産 除 去 債 務	5
投資その他の資産	1,917	負 債 合 計	8,241
投 資 有 価 証 券	1,603	純 資 産 の 部	
そ の 他	426	株 主 資 本	3,923
貸 倒 引 当 金	△112	資 本 金	2,037
資 産 合 計	12,862	資 本 剰 余 金	983
		利 益 剰 余 金	908
		自 己 株 式	△5
		その他の包括利益累計額	697
		その他有価証券評価差額金	680
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△2
		土 地 再 評 価 差 額 金	19
		純 資 産 合 計	4,621
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	12,862

連 結 損 益 計 算 書

(自 平成26年 4 月 1 日)
(至 平成27年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		79,835
売 上 原 価		76,199
売 上 総 利 益		3,635
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,511
営 業 利 益		124
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	47	
受 取 配 当 金	30	
そ の 他	30	108
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	50	
持 分 法 投 資 損 失	35	
そ の 他	12	97
経 常 利 益		135
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		135
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		6
法 人 税 等 調 整 額		△4
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		132
当 期 純 利 益		132

連結株主資本等変動計算書

(自 平成26年4月1日)
(至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,037	983	775	△5	3,790
当 期 変 動 額					
当 期 純 利 益			132		132
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	132	△0	132
当 期 末 残 高	2,037	983	908	△5	3,923

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差 額 金	その他の包括利 益累計額合計	
当 期 首 残 高	352	△0	18	370	4,161
当 期 変 動 額					
当 期 純 利 益					132
自 己 株 式 の 取 得					△0
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額)	327	△1	0	326	326
当 期 変 動 額 合 計	327	△1	0	326	459
当 期 末 残 高	680	△2	19	697	4,621

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社 2社

豊海東市冷蔵㈱、共同水産㈱

非連結子会社 4社

築地企業㈱、東市築地水産貿易（上海）有限公司、㈱うおたく、㈱キタ
シヨク

非連結子会社は、いずれも小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金等（持分に見合う額）は、いずれも連結計算書類に与える影響は軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、連結の範囲から除いております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社 1社

㈱日本マリン

非連結子会社である築地企業㈱、東市築地水産貿易（上海）有限公司、㈱うおたく及び㈱キタシヨクは、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金等（持分に見合う額）に与える影響は軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の範囲から除いております。

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、当該会社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は連結決算日と同一であります。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……………連結決算末日の市場価格等に基づく時価
法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

デリバティブ……………時価法

商品及び製品……………個別法による原価法（貸借対照表価額は
収益性の低下に基づく簿価切り下げの方

- 法により算定)
- 原材料及び貯蔵品……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）
- ② 固定資産の減価償却の方法
- 有形固定資産（リース資産を除く）
- ……主として定率法
- なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-----------|--------|
| 建物及び構築物 | 15～47年 |
| 機械装置及び運搬具 | 4～12年 |
- 無形固定資産（リース資産を除く）
- ……定額法
- なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
- リース資産……………リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法
- ③ 引当金の計上基準
- 貸倒引当金……………売上債権等の貸倒損失に備えるため、売上債権等を一般債権、貸倒懸念債権等に分類し、各債権分類ごとの貸倒実績率等により貸倒引当金を計上しております。
- 賞与引当金……………従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

- ④ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
退職給付に係る負債の計上基準…当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- ヘッジ会計の方法……………繰延ヘッジ処理によっております。
- 消費税等の会計処理……………消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「持分法投資損失」（前連結会計年度3百万円）は金額的重要性が増したため独立掲記しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 担保に供している資産 建物 614百万円
上記資産は短期借入金23百万円及び長期借入金354百万円の担保に供しております。
- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 2,535百万円
- (3) 保証債務
銀行借入保証
東市築地水産貿易（上海）有限公司 38百万円
- (4) 土地再評価法の適用

当社は、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年3月31日公布法律第24号、平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

- ① 再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法の土地評価価額に合理的な調整を加味して算出しております。
- ② 再評価を行った年月日 平成14年3月31日

4. 連結損益計算書に関する注記

売上原価

売上原価には収益性の低下に伴うたな卸資産評価損9百万円が含まれております。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	22,475	—	—	22,475
合計	22,475	—	—	22,475
自己株式				
普通株式(注)	29	0	—	30
合計	29	0	—	30

(注) 普通株式の自己株式の株式数増加0千株は、単元未満株式の買取による増加であります。

(2) 配当に関する事項

① 配当支払額

無配のため記載すべき事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

無配のため記載すべき事項はありません。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

(金融商品に対する取組方針)

当社グループの資金調達については銀行借入金によっております。デリバティブ取引は為替予約取引であり、将来の為替変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行っておりません。

(金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制)

営業債権である受取手形及び売掛金は顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の与信状況をその都度、把握する体制をとっております。

株式等である有価証券及び投資有価証券は市場価格の変動リスクに晒されていますが、取締役会及び経営会議への報告等、個別リスク管理を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日です。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引にかかる資金調達であり、長期借入金は営業取引及び不動産取得にかかる資金調達です。変動金利の借入金はありません。

デリバティブ取引は将来の外貨建金銭債権債務の為替変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引等があり、職務権限規程等に定める決裁権限に基づき実需の範囲で行うこととしております。また、デリバティブの利用にあたっては信用リスクを軽減するために格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金は流動性リスクに晒されていますが、これらの管理は財務部が適時に資金繰り計画を作成・更新して管理しております。

(金融商品の時価等に関する事項についての補足説明)

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれておりません。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
1) 現金及び預金	2,330	2,330	—
2) 受取手形及び売掛金	3,468	3,468	—
3) 有価証券及び投資有価証券	1,435	1,435	—
資 産 計	7,234	7,234	—
1) 支払手形及び買掛金	2,180	2,180	—
2) 短期借入金	3,650	3,650	—
3) 長期借入金	678	677	△0
負 債 計	6,509	6,508	△0
デリバティブ取引	△0	△0	—

1年内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めて表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で表示しております。

注1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

1) 現金及び預金、並びに2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式・債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

負債

1) 支払手形及び買掛金、並びに2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

3) 長期借入金

長期借入金の時価については、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

注 2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式等	181百万円
長期預り保証金	423百万円

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。なお、非上場株式等については「3）有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

7. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では東京都において賃貸用マンション、賃貸商業施設を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額	時 価
1,974百万円	2,564百万円

注 1 連結貸借対照表計上額は取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

注 2 当連結会計年度末の時価は「不動産鑑定評価基準」等に基づいて算定した金額であります。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 205円88銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 5円92銭 |

8. 重要な後発事象

重要な設備投資

当社は、平成27年5月11日開催の取締役会において、豊洲新市場（仮称）内に多温度帯、多機能の冷蔵庫を建設することを決議いたしました。

1. 目 的

築地市場の老朽化に伴う豊洲新市場（仮称）への移転の時期が、平成28年11月と決定されました。これに合わせて当社は、市場内取引における温度管理の水準を高めるため、豊洲新市場（仮称）に多温度帯、多機能の冷蔵庫を建設いたします。

2. 設備投資の内容

(1) 所 在 地 ： 東京都江東区豊洲

(2) 設備投資内容 ： 冷蔵倉庫の建設

収容トン数 約21,480トン

(3) 設備投資予定額：約43億円

3. 建設計画

(1) 着 工 予 定：平成27年6月

(2) 竣 工 予 定：平成28年8月

4. 当該施設が営業・生産活動に及ぼす重要な影響

冷蔵庫の完成及び本格的な営業開始は平成29年3月期を予定しております。

豊洲新市場（仮称）への移転に際し、市場内取引における温度管理の水準を高め、利用者や消費者の要望に応え、市場内に大型冷蔵庫を建設することは、中央卸売市場で水産物を卸売の当社の今後の発展につながるものと考えております。

5. 資金調達方法

金融機関からの借入

貸 借 対 照 表

(平成27年 3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	7,703	流 動 負 債	6,300
現金及び預金	2,180	受託販売未払金	156
受 取 手 形	16	買 掛 金	1,865
売 掛 金	3,178	短 期 借 入 金	3,773
前 渡 金	50	未 払 費 用	221
商品及び製品	2,018	未 払 法 人 税 等	8
原材料及び貯蔵品	6	前 受 金	38
未 収 入 金	282	賞 与 引 当 金	64
そ の 他	78	そ の 他	172
貸 倒 引 当 金	△108	固 定 負 債	1,337
固 定 資 産	4,336	長 期 借 入 金	354
有 形 固 定 資 産	2,261	退 職 給 付 引 当 金	413
建 物	1,481	長 期 預 り 保 証 金	415
土 地	695	そ の 他	153
建 設 仮 勘 定	9	負 債 合 計	7,638
そ の 他	75	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	77	株 主 資 本	3,710
投資その他の資産	1,998	資 本 金	2,037
投資有価証券	1,563	資 本 剰 余 金	977
関係会社株式	102	資 本 準 備 金	977
関係会社長期貸付金	276	利 益 剰 余 金	701
破 産 更 生 債 権 等	117	そ の 他 利 益 剰 余 金	701
そ の 他	50	繰 越 利 益 剰 余 金	701
貸 倒 引 当 金	△111	自 己 株 式	△5
資 産 合 計	12,039	評価・換算差額等	691
		その他有価証券評価差額金	674
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△2
		土 地 再 評 価 差 額 金	19
		純 資 産 合 計	4,401
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	12,039

損 益 計 算 書

(自 平成26年 4 月 1 日)
(至 平成27年 3 月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		77,501
売 上 原 価		74,378
売 上 総 利 益		3,122
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,010
営 業 利 益		112
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	77	
そ の 他	28	106
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	47	
そ の 他	5	52
経 常 利 益		165
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	39	39
税 引 前 当 期 純 利 益		125
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		4
法 人 税 等 調 整 額		-
当 期 純 利 益		121

株主資本等変動計算書

(自 平成26年 4 月 1 日)
(至 平成27年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資 本 準 備 金	その他利益剰余金		
			繰越利益剰余金		
当 期 首 残 高	2,037	977	580	△5	3,589
当 期 変 動 額					
当 期 純 利 益			121		121
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目 の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当期変動額合計	—	—	121	△0	121
当 期 末 残 高	2,037	977	701	△5	3,710

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純 資 産 合 計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	350	△0	18	368	3,957
当 期 変 動 額					
当 期 純 利 益					121
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	323	△1	0	322	322
当期変動額合計	323	△1	0	322	443
当 期 末 残 高	674	△2	19	691	4,401

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式及び関連会社株式

……移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理
し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

デリバティブ……………時価法

商品及び製品……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益
性の低下に基づく簿価切り下げの方法により
算定）

原材料及び貯蔵品……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益
性の低下に基づく簿価切り下げの方法により
算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

……主として定率法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物……………15～47年

機械及び装置……………12年

リース資産……………リース期間を耐用年数として、残存価額を零
とする定額法

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金……………売上債権等の貸倒損失に備えるため、売上債権等を一般債権、貸倒懸念債権等に分類し、各債権分類ごとの貸倒実績率等により貸倒引当金を計上しております。

賞与引当金……………従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づいて算定した額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

ヘッジ会計の方法……………繰延ヘッジ処理によっております。

消費税等の会計処理……………消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表等に関する注記

(1) 担保に供している資産 建物 614百万円

上記資産は短期借入金23百万円及び長期借入金354百万円の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 2,362百万円

(3) 保証債務 138百万円

銀行借入保証

共同水産㈱

100百万円

東市築地水産貿易（上海）有限公司

38百万円

(4) 関係会社に対する短期金銭債権 131百万円

(5) 関係会社に対する短期金銭債務 150百万円

(6) 土地再評価法の適用

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年3月31日公布法律第24号、平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

①再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法の土地評価価額に合理的な調

整を加味して算出しております。

②再評価を行った年月日

平成14年3月31日

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

売上高

2,070百万円

仕入高

2,522百万円

営業取引以外の取引高

9百万円

(2) 売上原価には収益性の低下に伴うたな卸資産評価損9百万円が含まれております。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(千株)	当事業年度中 増加株式数(千株)	当事業年度中 減少株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)
普通株式(注)	29	0	—	30
合 計	29	0	—	30

(注) 普通株式の自己株式の株式数増加0千株は、単元未満株式の買取による増加であります。

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生の主な原因

繰延税金資産

貸倒引当金	58百万円
賞与引当金	21百万円
退職給付引当金	133百万円
減損損失	32百万円
有価証券等評価損等	303百万円
繰越欠損金	1,605百万円
その他	21百万円

繰延税金資産小計	2,177百万円
----------	----------

評価性引当額	△2,177百万円
--------	-----------

繰延税金資産合計	—百万円
----------	------

(2) 繰延税金負債の発生の主な原因

有価証券評価差額金	29百万円
資産除去債務	0百万円
繰延税金負債合計	29百万円

6. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関係会社等

属 性	会 社 名	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取 引 の 内 容	取引金額	科 目	期末 残高
子会社	共同水産㈱	所有 直接100%	商品の売買、 資 融	商品の売上(注1)	百万円 910	売 掛 金	百万円 35
				商品の買付(注1)	410	買 掛 金	28
				資金の貸付(注2)	△22	短期貸付金	22
				債務保証(注3)	100	関係会社 長期貸付金	34
子会社	㈱キタシヨク	所有 間接100%	商品の売買、 融資、役員の兼 任	商品の売上(注1)	百万円 543	売 掛 金	百万円 17
				商品の買付(注1)	534	買 掛 金	18
				資金の貸付(注2)	△22	短期貸付金	10
						関係会社 長期貸付金	242
関連会社	㈱日本マリン	所有 直接 20.03%	商品の売買 、役員の兼任	商品の売上(注1)	百万円 533	売 掛 金	百万円 1
				商品の買付(注1)	1,405	買 掛 金	94

(注) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 一般的な市場価格を勘案し、取引価格を決定しております。

(注2) 資金の貸付は、市場金利を勘案して決定しており、短期の貸付については純額で表示しております。なお、担保は受け入れておりません。

(注3) 共同水産㈱の借入金に対して債務保証を行ったものです。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

196円10銭

(2) 1株当たり当期純利益

5円40銭

8. 重要な後発事象

重要な設備投資

当社は、平成27年5月11日開催の取締役会において、豊洲新市場（仮称）内に多温度帯、多機能の冷蔵庫を建設することを決議いたしました。

1. 目 的

築地市場の老朽化に伴う豊洲新市場（仮称）への移転の時期が、平成28年11月と決定されました。これに合わせて当社は、市場内取引における温度管理の水準を高めるため、豊洲新市場（仮称）に多温度帯、多機能の冷蔵庫を建設いたします。

2. 設備投資の内容

(1) 所 在 地 ：東京都江東区豊洲

(2) 設備投資内容 ：冷蔵倉庫の建設

収容トン数 約21,480トン

(3) 設備投資予定額：約43億円

3. 建設計画

(1) 着工予定：平成27年6月

(2) 竣工予定：平成28年8月

4. 当該施設が営業・生産活動に及ぼす重要な影響

冷蔵庫の完成及び本格的な営業開始は平成29年3月期を予定しております。

豊洲新市場（仮称）への移転に際し、市場内取引における温度管理の水準を高め、利用者や消費者の要望に応え、市場内に大型冷蔵庫を建設することは、中央卸売市場で水産物を卸売る当社の今後の発展につながるものと考えております。

5. 資金調達方法

金融機関からの借入

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年 5 月 19 日

築地魚市場株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊 藤 栄 司 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	久 保 英 治 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、築地魚市場株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、築地魚市場株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年 5 月 19 日

築地魚市場株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊 藤 栄 司 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	久 保 英 治 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、築地魚市場株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

平成27年 5 月 19 日

築 地 魚 市 場 株 式 会 社

代表取締役
社 長 吉 田 猛 殿

築 地 魚 市 場 株 式 会 社 監 査 役 会

監 査 役(常勤)	伊 藤 隆 ⑩
監 査 役	安 食 芳 雄 ⑩
監 査 役	室 谷 和 彦 ⑩

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第67期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び冷凍工場において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(注) 監査役安食芳雄及び監査役室谷和彦は社外監査役であります。

以 上

以 上

メ 毛

[illegible]

株 主 メ モ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
問合せ先	〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 (証券代行事務センター) みずほ信託銀行株式会社 電話 0120-288-324 (フリーダイヤル)
公告掲載方法	電子公告 (http://www.tsukiji-uoichiba.co.jp/) ただし、事故その他やむを得ない事情によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。

株式事務の取扱い

- 株式に関する各種お手続き（住所変更、単元未満株式の買取請求、配当金受領方法の指定等）は、株主様が口座を開設されている証券会社にてお取扱いしております。詳しくは、お取引証券会社にお問合せ下さい。
- 証券会社に口座を開設されていない株主様の株式につきましては、「特別口座」で管理されております。「特別口座」に関する各種お手続き（証券会社の口座への振替、住所変更、単元未満株式の買取請求、配当金受領方法の指定等）は、みずほ信託銀行にてお取扱いいたします。
(みずほ証券では取次のみとなります)
- 未払配当金のお受取りにつきましては、みずほ信託銀行、みずほ銀行にてお取扱いいたします。
(みずほ証券では取次のみとなります)